

The real state of Hong Kong Promise and some systems concerning non-collateralized customer finance, as practiced by non-bank entities in Hong Kong : a survey mainly from the legal point of view

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/46091">http://hdl.handle.net/2297/46091</a>

# 消費者金融会社である「プロミス香港」における 業務展開の実情について ——業務運営を支える法制度を中心に——

長谷川 隆

## 目次

1. はじめに
2. 金融監督庁との関係および貸金業のライセンス
3. 規制法および関連する問題
4. 貸出し金利をめぐる紛争解決手段
5. 消費者信用情報の取得
6. 香港におけるヤミ金融業者について
7. 中国本土への業務展開の一端
8. 補充的指摘—香港、さらには中国本土において、無担保金融という「取引文化」は浸透しつつある、といえるのではないか
9. ひとまずのまとめ
10. 今後の検討課題

## 1. はじめに

### (1) 本論文の目的

SMBCコンシューマーファイナンス（本稿では、以下、SMBCファイナンスと略称して表記する。なお、同社の旧社名は「プロミス」である）は、近時、積極的に中国を中心とした海外事業を展開しており、香港に1992年に設立されたのが、通称「プロミス香港」である（注1）。ちなみに、三菱UFJフィナンシャルグループに属する同業者アコムがタイ、インドネシアに、クレジッ

ト系金融業を営むイオンがマレーシア、タイなどアジアの数国に事業拡大を図るなど、広義の消費者金融会社の最近のアジア市場への進出は注目されるべき動向である。本論文は、プロミス香港本社を訪問し、そのオフィスにおいて実施したヒアリング（2014年3月17日実施）を基に(注2)、プロミス香港（以下、本稿では、叙述の便宜のためPHと略称する）における業務運営を支える法制度に重点を置いた、同社における業務展開の概要を紹介し、あわせて、中国本土への進出の実情の一端にもふれるものである。

## (2) 本研究が同社をヒアリングによる調査の対象とした主たる理由

ア PHが香港に会社設立（なお、PHの香港における正式名称は、「邦民日本財務（香港）有限公司」である）をして20年以上が経過し、2014年3月末の貸付金残高は287億円に達し、同時期において、香港における有人店舗数26店舗、無人店舗数11店舗、従業員数約220名（このうち、日本人は20名）に及ぶなど、同社は香港における消費者金融会社の中で、上位にランクされる営業実績とともに、安定した経営基盤を固めるに至っているといつて差し支えないであろう。そして、これまでその詳細が知られることがなかった香港における消費者金融に関する各種情報が同社に蓄積されており、これらを紹介することは、主としていわゆるノンバンクの消費者向け金融に関する国内、国外の状況を研究対象とするパーソナルファイナンス学会（ちなみに、筆者は同学会に所属している）にとって有益な情報を提供することになると考えたことが、今回の研究の主たる理由である。

イ ただし、PHについては、2003年に、富山大学の岸本教授によるその概要の紹介論文がすでに公表されている(注3)。しかし、同教授の問題意識は、消費者金融の国際化という広範なものであり、また、経営学の視点からなされたものであった。さらに、2010年に完全施行されたところの、いわゆる改正貸金業法の出現前における消費者金融市場を背景としている調査研究であった。他方、本論文は、法律の観点からの考察という点に重点を置くという

特徴をもつ、ということや、改正貸金業法の完全施行後における研究調査であって、上記の岸本論文とは、このように、その趣旨・背景をいささか異にするものである。

それでは、以下、本題に進むことにしよう。

## 2. 金融監督庁との関係および貸金業のライセンス

### (1) HKMAとの関係

銀行を含む広義の金融業を管轄する行政庁はHKMA (Hong Kong Monetary Authority) である。もともと、HKMAは、PHなど、後に述べるMoney Lendersのライセンスを得ている業者に対する直接的監督は行っておらず、PHなどノンバンクの業務慣行について、あくまで「見守る」という姿勢をとるにとどまっている。

### (2) 貸金業のライセンスについて

一般の銀行とは別に、貸金業を行うためにはライセンスが必要である。香港において、そのライセンスは2種類ある。第1は、DTC (Deposit Taking Company) であり、銀行系金融業者、クレジット系金融業者、カードローン系金融業者、の3つの系列からなる、計30社が同ライセンスを得ている。第2は、Money Lenders というライセンスであり、このライセンスにより貸金業を営むのは、UAファイナンス、PH、ほか864社 (2013年3月末) があるとみられる。

さて、Money Lendersのライセンス自体は、裁判所から与えられる一方で、同ライセンスを取得して貸金業を営む会社は、上掲のHKMAではなく、警察によって監督されているようであり、ここに香港における特殊性を見ることができよう。なお、この第2のライセンスを得ている貸金業者は、LMLA (Licensed Money Lenders Association) という業界団体を形成しているが、これはわが国の貸金業協会ほどの公的性格を有するものではない。

### 3. 規制法および関連する問題

#### (1) Money Lenders Ordinance (注4)

PHがその直接的規制に服するのが、1988年に制定された上掲の、マネー・レンダース・オーディナンスである（以下では、単にオーディナンスと略称する）。このオーディナンスは、いわゆる業法であり、例えば、不正勧誘行為の禁止、借主への情報提供義務など、顧客保護を主眼とする、多角的観点からの、しかるべき規制条項がいくつか置かれている。その中でも注目すべき重要な項目は、わが国の貸金業法による金利規制との比較という観点から見て、香港における、いわゆるノンバンクによる貸付金利に関するものと思われるので、以下ではまず、この点に焦点を合わせて紹介しよう。

#### ア 上限金利の法定

オーディナンス25条3項は、貸付けの際の利息の上限金利を年利48%（ただし、手数料込みの数字である）と定めている。ちなみに、PHは、上記金利上限を意識しつつ、パンフレット上に、顧客への融資においては、手数料込みで年8.75%～47.45%の金利を適用すると明示している。しかし、いずれにしても、この48%という数値は、現在のわが国における20%という上限金利に比べて、金利規制の程度が緩いといわざるを得ないであろう。

他方、オーディナンス24条1項は年利60%を超える利息を得る貸付けは違法であると定め、この規定を受けた同条4項はその場合には刑事罰が科せられると法定する。この、金利制限のいわば「2段構造」については、かつてのわが国における、いわゆるグレーゾーン問題を彷彿とさせるものがあるけれども、その意味するところは、全く異なることに注意しなければならない。

#### イ 年利48%～60%の利息が約定された場合の取り扱い

オーディナンス25条3項は、48%を超える金利は暴利であり、解釈上法外な取引とみなされるとしながらも、裁判所は高利の貸付を受けた者の健康状態や返済能力などの全状況を考慮して、当該利率を法外なものではないと宣言することができる定めている（なお、同条5項はあわせて、裁判所は、

上記判断に当たっては、貸主の状況も考慮するとしている)。これは、金利規制の方法としてはかなり特異なものといえよう。そして、このような規制方法は、具体的には、次のような結果を生み出すであろう。例えば、裁判所は、ある金融業者が、借主Aに関して50%の金利の約定をすることは、Aの返済資力に不安が見出されるので、この約定は無効であるとし、別の借主Bについては58%の金利の約定ではあるが、Bには十分な返済能力があるので、この約定は有効である、と判定することになるものと思われる。

ウ 今回は、このオーディナンス25条3項につき、詳しい調査をすることができなかったが、インターネット上の、この点に関する、オーディナンスの立法審議会 (the Legislative Council) の解説によれば(注5)、このような独特の金利規制の方法は、イギリス法に由来するものであるとされる。そして、同審議会は、われわれ社会の要請するところを考慮して、将来、改正する必要があるだろう、とも述べている。確かに、このような法規制は、例外的な、裁判所の判断によるものであるとはいえ、あまりに法的な安定性を損なうものであるとの印象をもたざるをえない。そして、上掲の同解説の中では、上記25条3項に関する具体的な裁判事例は何ら挙げられていない。今後改めて、実例の有無を含め、詳しい研究をしてみる必要を感ずる。それはともかく、ここで取り上げたオーディナンス25条3項の存在は、わが国と比較して、香港における消費者向け無担保金融の金利規制が緩いことの象徴的実例の一つということができよう。

エ なお、2001年から2005年までの、60%を超えた金利で貸付けを行ったとして、摘発された件数が上記のインターネット上に公表されている。次の通りである(注6)。

2001年…26件、2002年…18件、2003年…18件、2004年…28件、2005年…10件。

この中には、禁固2年とか、10万香港ドルの罰金、悪質な場合に500万香港ドルの罰金を科されたケースもみられる。

オ 契約締結についての規制や「総量規制」の有無

オーディナンスは、例えば、わが国の現行の（改正）貸金業法16条の2のような、契約締結に関する明確な細かな規定を設けておらず（注7）、さらに、「総量規制」と称されている、過剰貸付けを制限する同法13条の2の第2項に相当するような規定も置いていない。オーディナンスは、つまるところ、契約の内容理解についての顧客本人による十分な同意とサインの存在が、契約が有効に成立することの基本であるとする。これは、確かに、上述したようなわが国の場合と比較してみると、規制の厳格性という点では、表面上やや緩い状況にあると映る。とはいえ、PHは、少なくとも、契約書面に盛り込まれる必要事項の実質的水準は、日本法と同様であると自ら評しており、この点は筆者も確認することができた（注8）。

カ その他、日本の貸金業法との対比

PHには、香港への進出に際して、無担保融資を受けようとする香港の顧客には、その気質などからしてわが国の貸金業法のルール of 厳格性は当てはまりにくいのではないかと、という考え方もあったが、実際に業務を遂行するに際しては、日本の貸金業法（改正前のもの）の基本をなす規制をほとんど取り入れている。このような考慮に基づき、例えば、現在でも、同社の顧客に対する返済金の取り立て方法は、返済期日の案内あるいは延滞20日程度以降の督促などを中心に行われている。また、延滞発生率は20%を超えており、これはわが国と特にかげ離れていない状況である。

キ 同社における貸出額の限度と返済方式

PHの場合、顧客に対する新規の貸出額の上限を約30万香港ドルとしており（なお、一顧客に対する貸付け総量限度額は同じく30万香港ドルである）、返済方法は、顧客の利便性をも考慮した・全てリボルビング払いである。また、現在の新規の成約率は全体の約50%である。

ク 貸付けにおける利息の上限金利が高率であることの効果

わが国のある経済専門週刊誌によれば（注9）、SMBCファイナンスの海外事業（中国本土に展開している各社を含む）の営業利益率は、2011年3月期に

において、40%を超えていると報道されているが、現在においては、後述する中国本土への進出ラッシュに伴い、実際の収益は圧迫されているとのことである。

## (2) Code of Practice (注10)

ア オーディナンスが法的拘束力を有するのと対照的に、金融実務慣行をいわばルールブックとしたのが、Code of Practice である。これには法的拘束力はない。ところで、Code of PracticeにはHKMA（金融監督庁）自体が発行しているもの（前者）と、前出の貸金業団体であるLMLAが発行したものにHKMAが了解を与えたもの（後者）とがあるが、HPはこのうちの後者に即して業務運営を行っていることから、本稿では後者についてふれたい。ちなみに、後者には、実質的に、12の章に及ぶ「行動基準」が掲げられている（このCode of Practiceは2002年3月から発効している）。

イ さて、筆者は、このCode of Practiceは一定の無視できない意味をもっていると評価できると考える。その理由の第1として、Code of Practice に対しては、HKMA（金融監督庁）が了解を与えていることが注目に値するといえよう。第2の理由は、その内容には、2つの重要な意義が認められるということである。それは、次に述べる通りである。

まず、第1の意義は、このCode of Practiceの基礎をなす原則は2つ掲げられており、その1つ目は、貸金業界の地位を維持するため、慎重な行動基準に則ることであり、2つ目の原則は、消費者の権利と貸金業務の効率との間の合理的な均衡を十分に考慮することである、としていること、である。また、第2の意義として、Code of Practice の作成の意図として、顧客との間の公正で誠意ある関係（fair and cordial relationship）を促進させることが明示されていること、が指摘できよう。確かに、Code of Practice の中にその旨の補足的な記述があるわけではないが、筆者は、以上の、Code of Practice が帯有していると評しうるであろう2つの意義は、近時において企業が問われる

ところのCSR（企業倫理ないし企業の社会的責任）に関わるものと見ることができ、Code of Practiceは、業界全体として、金融業において、倫理に即した業務を推進しようとする意思の表明として、一定の評価に値するのではないかと思料するものである。

#### 4. 貸出し金利をめぐる紛争解決手段

##### (1) Small Claim Tribunal（「小額債審裁処」）

貸出し金利をめぐることは、まれに、顧客がクレーム（通常は、金利が高すぎるとするという不服）をつけることがある。これに関しては、香港特別行政区の運営する Small Claim Tribunal で当該クレームの当否が判断される。しかし、この紛争解決制度は本来的な訴訟を扱うものではなく、むしろ、日本の民事調停に近い性格を有する（手続きが簡便、費用も安い。なお、貸出人側には訴えを起こす権利はない）。

(2) 顧客から、クレームが上記のSmall Claim Tribunal に持ち込まれるケースが、PHにおいても過去に数件あったが、いずれも、PHの主張の妥当性が認められている（一例として、PHによる延滞手数料の徴収は妥当であると判断されたケースなどがそれである）。

#### 5. 消費者信用情報の取得

##### (1) Transunion（トランスユニオン）の存在と機能

香港においては、多くの金融機関が加盟しているトランスユニオンという信用情報機関がある（わが国におけるJICCやCICなどの信用情報機関に相当するものである。ただし、銀行の顧客情報をもトランスユニオンは把握している）。要するに、香港における個人顧客に関する延滞情報や異動情報などは、全てここから取得できる。

(2) 無担保金融を業とするPHにとって、この消費者信用情報はきわめて重要であり、融資を希望する当該顧客への与信可否の判断の大きな決め手と

なる。なお、同社が顧客と契約した情報も、当然に、トランスユニオンにフィードバックされる。

## 6. 香港におけるヤミ金融業者について

PHにおけるヒアリングにおいて、次のような趣旨のコメントを聞き取った。すなわち、香港においては、いわゆるヤミ金融業者（暴利獲得を目的に、無担保の消費者向け金融業を営む業者。もちろん、貸金業を営むためのライセンスは有していない）は存在しているようであるが、日本のような、その「被害」を受けている借主が少なからずいるという社会問題として、マスコミで取り上げられることは、知る限りでは殆ど存しない。しかし、広い意味での、アウトローの金融犯罪者がいることは疑いない、と。

## 7. 中国本土への業務展開の一端

本稿は、その内容の重点を、PHに関するものに置くことが本来的な目的であるが、以下では補充的に、SMBCファイナンスの中国本土への進出状況とそれに関わる若干の問題に簡単にふれておこう。

### (1) 中国本土への業務展開

#### ア 中国本土への展開の概要

SMBCファイナンスは、2010年7月に初めて中国本土の深圳市に進出し、それ以降、瀋陽（同市において、現地法人は2011年5月に設立された。なお、以下の各都市の後の括弧書きの年・月は、同様に、現地法人設立時である）、天津（2013年3月）、重慶（2013年9月）、成都（2013年12月）、武漢（2013年12月）等の各市において、小額貸付け会社を設立した。なお、中国本土における初めての現地法人である深圳市鵬民小额贷款有限公司のみ合弁会社として設立されたが、瀋陽への進出のケースを含む、以降の現地法人は、全て独資によるものである。

イ 中国を含む、SMBCファイナンスの貸付実績の状況

2014年3月期におけるSMBCファイナンスの海外事業における貸付残高は、HPが287億円であるところ、同時期における、これと別個の、中国本土に設立された現地法人（海外事業体）が行った貸付の残高は85億円であった。これを1年前（2013年3月期）と比較してみると、HPの融資残高は245億円、中国本土における現地法人（海外事業体）による融資残高は47億円に過ぎなかった。以上のように、SMBCファイナンスの中国本土への進出の効果が数値にも現れ始めているといえよう（注11）。

(2) 中国本土での、金利規制などの業務を規律する法規範

ア 金利規制

まず、貸出し金利規制に関しては、香港と異なり、中国本土の場合は、中国人民銀行が公布する貸出基準金利（もっとも、貸出期間によって基準金利が異なる）があり、例えば、借入期間が1～3年の場合、その年率は、6.15%であって、これの4倍が上限金利となるという指標が存在する（注12）。ただし、基準金利は変動金利である。

イ 貸金業務の規制法について

次に、中国本土に関しては、香港におけるオーディナンスに該当するものはない。もっとも、「銀监会」という銀行の指導監督をする機関が2008年に公表した、小額貸付け会社の試験的プログラムに関する指導意見があり、これをベースに各省や一部の市が独自に小額貸付けに関する「管理弁法」を定めている。なお、中国の各行政機関は、消費者金融会社に対して、これら「管理弁法」に基づき毎年立ち入り検査を行い、適正な業務運営を求めている。この点において、ライセンス更新の審査のみを行う香港に比べて、ノンバンクに対して非常に厳格な対応がなされているといえるであろう。

8. 補充的指摘—香港、さらには中国本土において、無担保金融という「取引文化」は浸透しつつある、といえるのではないか

(1) 香港においては、PHのほか、外資系を含む同業他社がほぼ同時期に無担保金融を始めたことにより、香港での無担保金融のマーケットが拡大し（つまり、このような小口資金の融資残高が日に日に伸張しており）（注13）、そのことは、消費者による無担保金融への認知が急速に進んだことを裏打ちするものといえよう。

(2) ヒアリング（本稿のはじめの箇所ですべてのように、同ヒアリングは、2014年3月17日に行われた）の結果、その対象となった方々は、次のような認識をもっているとの印象を抱いた。そして、これら認識は、香港における金融実務経験を通じて得られたものであるがゆえに、傾聴すべき所見である。すなわち、かつて日本でもこの種の議論があったように、香港においては、銀行は専ら低リスクの金融を得たい客層を相手とし、これに対して、多少リスクが高くても無担保であることに惹かれる客層への金融はノンバンクが補う、という「棲み分け」ができつつあるのではないか。これにより経済が活性化するという理解が、前出の香港の金融監督庁HKMAにはあるのではないかと推測される、と。

(3) 筆者の理解では、かつての中国の市民は一般的に、金融を受ける場合には担保が求められるという「固定観念」を有していたようである。しかし、今回のPHへの訪問調査を通じて、やや高い金利ではあるけれども、担保を要求されずに融資を受けられるという、かつての中国の市民一般に定着していたであろう、金融（有担保）に対する「常識」とは異なる、無担保金融という・ある種の「取引文化」が醸成されつつあるのではないか、という思いを個人的に抱くに至った。そして、上述のような金融に関する中国人の認識の変化は、特に香港において顕著であるように見受けられる。以上は、SMBCファイナンス関係者の貴重な示唆に基づいているとはいえ（注14）、私見にすぎないものであるけれども、本稿のテーマと関わりをもつと考えられるため、特にこの点を指摘しておくこととしたい。

## 9. ひとまずのまとめ

限られた範囲の現地調査ではあったが、今回訪問調査を行った香港においては、無担保の消費者金融という営業活動それ自体に対する法規制は日本ほど厳格ではないことを多少とも示すことができたように思われる。そして、わが国よりも緩和された貸金事業の規制であるとはいえ、PHは日本の旧貸金業規制法に準じて（筆者なりの表現を用いるならば、当然、合法的に、かつ、消費者金融業を営むのに必要とされる十分なモラルを維持して）業務を展開している。また、PHを含む消費者向け無担保金融の一般的状況を付け加えると、貸付の際に許容されている金利につき、法規制によるその上限は48%ではあるが、現地香港での今回のヒアリングからは、このことによって深刻な返済困難者の続出や多重債務者の発生といった社会的問題は生じていないように見受けられた。これらのことから、総じて、PHでは、比較的良好な状態で事業が行われているという印象をもつに至った。

なお、他方で、SMBCファイナンスの中国本土への業務展開は拡大されつつあるが、既述のように、中国本土における貸金事業の規制には、香港に比べると厳しい側面があるようである。設立された、SMBCファイナンスの中国本土各地の現地法人の業務展開のより詳細な実態やそのあり方（おそらく、ここには経営戦略などが関連してこよう）については関心のあるところであるものの、この点については、法律学を専門とする筆者のような研究者ではなく、まずは経営学の研究者に調査・研究を委ねることが適当であろう。

## 10. 今後の検討課題

本稿の最後に、今後の検討課題を掲げておきたい。

(1) 近時、消費者金融会社が東南アジアへ進出する事例が見られることは、冒頭で述べたところであるが、わが国の木村弁護士が、2012年に発刊された雑誌に、このような東南アジア進出に関連性をもつと思われる、気にかかる記事を載せている(注15)。その一部を抜粋・紹介すると、こうである。

「日本の金融資本は韓国、台湾への進出が目立っている。既に韓国の金融業の資金量の4分の3が日本の資金であるといわれている。今後も日本の厳しい法規制に追われた金融資本は規制の緩い東アジアへの進出が見込まれる。」(中略)「改正貸金業法が適正に運用される限り、日本の多重債務問題は解決の方向に進むであろうことは先に述べた。日本の高利貸資本は既に東南アジアに進出している。そこで私たちは東南アジア諸国の弁護士・法律家団体さらには被害者団体と連携し、情報交換しながら日本の高利貸の各国への上陸を水際で阻止しようと努力している。」と。

(2) 上記弁護士のいう「高利貸資本」が何を指すのかがはっきりしない(あるいは、暴利というべき、きわめて高利の利息を得ることを主目的とする、いわゆるヤミ金融を業とする会社・業者などを主に念頭に置いているのであろうか)など、記事自体の抽象度が高く、それゆえに不明な点が見出される。筆者としては、問題を明確にするため、より具体的な記述を求めたいところである。しかし、いずれにせよ、同弁護士が、東南アジア諸国への金融資本の上陸を水際で阻止する必要性に言及している以上、大いに気にかかる点であることは否定できない。そこで、他の東南アジア諸国への、わが国の消費者金融会社(あるいは消費者向け金融業を営む個人業者)の進出状況や進出先の諸国において何らかの消費者の「被害」のごとき状況が発生しているのか、という点に関して、機会を見つけて、法的観点からの調査・研究をすることを、今後の課題として掲げておきたい。

以上、主として、訪問調査の結果を素描したにとどまる小稿であるが、これをもって、本稿を閉じることにしたい。

---

(注1) SMBCファイナンスは25年前にすでに台湾に進出しており、2004年からはタイでも金融事業を行っている。

(注2) ヒアリングは、主として、SMBCCF海外事業部長とプロミス香港のリスク統括部長の計2名の方に対して、質疑応答という形で、約2時間30分にわたって行われた。

なお、SMBCファイナンスの監査役1名が同席された。これに対して、質問者（訪問者）のうち、パーソナルファイナンス学会所属者は、桑名義晴同学会会長（桜美林大学教授）、岸本寿生同学会理事（富山大学教授）そして筆者であった。

- (注3) 岸本寿生「消費者金融の国際化」富大経済論集48巻3号（2003年）140頁～145頁。
- (注4) Money Lenders Ordinanceは、ジェットロ（かつての財団法人「日本貿易振興会」であり、現在は、独立行政法人「日本貿易振興機構」となっている）によって「貸金業者条例」という仮訳がなされているが、訳出されたのはいつの時点なのかに関しては、ジェットロに問い合わせを試みたが、残念ながら明らかではなかった。
- (注5) 2006年の、立法審議会の説明に依拠した。この説明は、次のURLを参照したものである。<http://info.gov.hk/gia/general/200611/22/p.PH>
- (注6) 以下の数字は、前掲（注5）のウェブサイトに挙げられている。
- (注7) わが国の改正後の貸金業法16条の2は、貸金業者は、貸付け前においても、貸付額、利率、返済方式、返済期間と返済回数などの項目を明示した書面を貸金の借主になるであろう者に交付しなければならないことを定めている。これに違反すると、罰則も科せられる。
- (注8) スペースの関係で、貸借契約書（「貸款契約書」）のひな形を掲げることができないので、その体裁をおおまかに紹介しておきたい。まず、おもて面に置かれている貸借の内容（「貸款内容」）の主要な項目を参考までに示そう。すなわち、貸付ける金額の上限（香港ドルで表記）、ローンの種類、月次の利息率、毎月の返還日、返還方法、などである。次に、この他、同おもて面の下部には、すでに印刷された「私（借主）は、上記のように取り決められた約定の細目（details）が真実であることと正確であることを確認し、本契約書のうら面において取り決められた定義条項（例えば、借主『Borrower』の意味はこれこれである、とする等）や条件に拘束されることに同意する」というような同意宣言文（Declaration）が複数配置されている。そして、契約書のおもて面の末尾では、借主は署名（自署）をしなければならない、という構造になっている。
- なお、うら面は、小さな活字で、上記の定義条項や金銭貸借に関わる諸条件（例えば、契約内容などにつき争いが生じた場合に適用される法律はこれこれである等）が印刷されている。
- (注9) 週刊ダイヤモンド2011年12月24日号19頁 [宮原啓彰執筆]。
- (注10) 前掲（注4）の場合と同じく、ジェットロにより、「実務基準」という仮訳がなされている。
- (注11) 本文に掲げた数値は、2015年3月期のSMBCファイナンスの決算説明資料によった。
- (注12) ちなみに、借入期間が6ヶ月以上、1年以下の場合は、基準金利の年率は6%であり、これの4倍が上限金利となる。
- (注13) 具体的な数字を示した上での解説ではなかったが、無担保小口金融マーケット拡

大の傾向は、PH本社でのヒアリングの際に、質問にお答えいただいた方々がその経験や見聞を踏まえ、一致して説くところであった。

(注14) 今回のPH本社オフィスにおけるヒアリングに同席された、SMBCファイナンスの監査役でおられる方より、本文に示したような傾聴に値する示唆を賜った。

(注15) 木村達也『『改正貸金業法』完全施行から2年の現状と課題』消費者情報2012年11月号（国民生活センター発行）11頁以下。

(付記) 本論文は、2013年度のパーソナルファイナンス学会から交付された研究助成金に基づく、研究成果の一部である。